

黙示による包括的な同意として扱う事項について

個人情報保護法では、個人情報取扱業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされています。

一方、厚生労働省の健康保険組合等におけるガイドラインでは、被保険者にとって不利となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表をしたうえで、被保険者から特段明確な意思表示がないものについては同意が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当組合では、下記の事項について、その趣旨に該当するものいたしますので、同意されない場合には、当組合の相談窓口までご連絡ください。

- （１）高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
- （２）付加給付（医療費等負担額の上乗せ給付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
- （３）医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）及び加入者情報通知（個人番号の下４桁を含む）を世帯単位でまとめて行うこと。